

LCカード会員規約

第1章 総則

第1条 (定義)

- 1.株式会社ライフフィナンシャルサービス(以下「当社」という。)が株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)と提携して発行するJCBブランドのクレジットカードを「LCカード」といいます。
- 2.当社及びJCBをあわせて「両社」といいます。
- 3.当社と契約したLCカード取扱い店舗・施設等を「当社加盟店」、JCB、JCBの提携会社又はJCBの関係会社と契約した日本国内(以下「国内」という。)、若しくは日本国外(以下「国外」という。)のJCBブランドカード取扱い店舗・施設等を「JCB加盟店」といいます。
- 4.当社加盟店及びJCB加盟店を総称して、以下「加盟店」といいます。

第2条 (会員)

- 1.両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、入会を申込みされた方で、両社が審査のうえ、入会を承認した方を「本会員」といいます。
- 2.両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申込みされた本会員の家族で、両社が審査のうえ、入会を承認した方を「家族会員」といいます。
- 3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第3条第1項で定義される「LCカード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該LCカードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくLCカード利用(第3章(ショッピング利用・金融サービス)に定めるショッピング利用(第23条に定めるものをいう。以下同じ。)、キャッシング1回払い及びキャッシングリボ払い(以下あわせて「金融サービス」という。))並びに第5条の2第4項に定めるWEBサービス等、第6条に定める付帯サービス等の利用の全部又は一部をいう。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合は、第41条第5項に基づき、当社所定の方法により家族会員によるLCカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
- 4.本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるLCカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
- 5.本会員と家族会員をあわせて「会員」といいます。
- 6.会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。

第3条 (LCカードの貸与及びLCカードの管理)

- 1.当社は、会員本人に対し、当社が発行するLCカードを貸与します。LCカードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。会員は、LCカード(ただし、署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除く。)を貸与されたときにLCカード情報(次項に定めるものをいう。)を確認のうえ直ちに当該LCカードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- 2.LCカードの券面又は会員本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部又は一部が表示されています。また、カード番号、第6条に定める付帯サービスの提供に必要な番号(以下「ポイント番号」という。)が表示されています。
 - (1)会員の氏名
 - (2)カード番号及びカードの有効期限等(以下あわせて「カード番号等」という。)
 - (3)セキュリティコード(LCカード裏面に印字される場合には、署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数値のうち下3桁又は「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。以下、カード番号等とセキュリティコードをあわせて「LCカード情報」という。)非対面取引等においては、LCカードを提示することなくLCカード情報の全部又は一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるLCカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、LCカード情報を管理するものとします。
- 3.LCカードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってLCカード及びLCカード情報を使用し管理しなければなりません。また、LCカード及びLCカード情報は、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、LCカードを貸与、預託、譲渡若しくは担保提供すること、又はLCカード情報を預託し若しくは使用させることを一切してはなりません。

第4条 (LCカードの再発行)

- 1.当社は、LCカードの紛失、盗難、破損、汚損等又はLCカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が審査のうえ原則としてLCカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたLCカードのほか、家族カードの再発行についても当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当社が別途通知又は公表します。なお、合理的な理由がある場合はLCカードを再発行しない場合があります。
- 2.当社は、当社におけるLCカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。

第5条 (LCカードの機能)

- 1.会員は、本規約に定める方法、条件によりLCカードを使用することによって第3章(ショッピング利用・金融サービス)に定める機能を利用することができます。
- 2.ショッピング利用は、会員が加盟店(第23条に定めるものをいう。以下同じ。)から商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。
- 3.金融サービスは、会員がJCB所定のATM等を利用する方法等により、当社から金銭を借り入れることができる機能であり、キャッシング1回払い(第32条に定めるものをいう。以下同じ。)、海外キャッシング1回払い(第33条に定めるものをいう。以下同じ。)及びキャッシングリボ払い(第35条に定めるものをいう。以下同じ。)の3つのサービスからなります。

第5条の2 (WEBサービス等)

- 1.両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」及び両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)である「J/Secure(TM)」(以下、あわせて「MyJCB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコン及びスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。
- 2.MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」及び「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
- 3.会員が「MyJCB」及び「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」又は「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
- 4.会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス(「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスとをあわせて「WEBサービス等」という。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。

5. 会員は、Eメールアドレス若しくは携帯電話番号又はそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限る。）を届け出るものとし、両社、JCB又は当社から送信されるEメール又はショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとし、
6. 会員は、両社に届け出たEメールアドレス又は携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとし、
7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとし、

第6条（付帯サービス）

1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当社、JCB又は当社若しくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するLCカード付帯サービス及び特典（以下総称して「付帯サービス」という。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、当社が書面その他の方法により通知又は公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約又は付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、若しくは、当社又はJCBが会員のLCカード利用が適当ではないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
3. 会員は、付帯サービスを利用するために、LCカード（第3条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないETCカード等又はモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社又は加盟店等に提示することを求められる場合又は加盟店でのLCカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、JCB又はサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとし、
4. 両社又はサービス提供会社が必要と認めた場合には、両社又はサービス提供会社は付帯サービス及びその内容を変更又は中止することができます。

第7条（LCカードの有効期限）

1. LCカードの有効期限は、LCカードの券面又は会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」という。）の末日までとします。
2. 当社は、LCカードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員として認める方に対し、有効期限を更新した新たなLCカード（以下「更新カード」という。）を発行します。
3. 会員は、有効期限経過後のLCカードを自らの責任において直ちに切り込みを入れて破棄するものとし、
4. LCカードの有効期限前におけるLCカードの利用による当社に対して負担する債務については、有効期限経過後といえども、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、

第8条（暗証番号）

1. 会員は、LCカードの暗証番号（4桁の数字）を両社に登録するものとし、ただし、会員からの申し出のない場合、又は申し出た暗証番号が暗証番号として不適切と当社が判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
2. 会員は、暗証番号を新規登録又は変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号等の使用を避けるものとし、推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとし、会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、LCカード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該LCカードを貸与されている会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意又は過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 会員は、当社所定の方法で申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、LCカードの暗証番号を変更する場合は、LCカードの再発行手続きが必要となります。（両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。）

第9条（年会費）

本会員は、有効期限月の3ヵ月後の月の第36条に定める約定支払日（ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に当社に対し、当社が通知又は公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとし、ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当社又はJCBの責に帰すべき事由によらない退会又は会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。

第10条（業務委託）

1. 会員は、当社が当社の指定する加盟店又は委託先に対して、次の業務を委託することを、予め承諾するものとし、
 - (1) LCカードの入会申込の受付及び申込みの記載内容の確認。
 - (2) LCカードの入会及び利用に関する問合わせの取次ぎに係る業務。
 - (3) LCカードのご利用代金の債権回収に関する業務。
 - (4) その他LCカード及び付帯サービスにかかわる業務。
2. 会員は、当社がJCB又は当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを、予め承諾するものとし、
 - (1) LCカードの入会申込の受付、申込みの記載内容の確認及び入会の承認、会員資格の審査に係る業務。
 - (2) LCカードの入会及び利用に関する問合わせの取次ぎに係る業務。
 - (3) LCカードの交付に係る業務。
 - (4) LCカードの利用の承認の判定及びカードの利用可能額の増減に係る業務。
 - (5) LCカードの利用代金及び手数料等の金額の通知に係る業務。
 - (6) 前号の金額の口座振替・代金の入金案内・収納、及びLCカード回収に係る業務。
 - (7) LCカードの情報処理・電算機処理及びこれらに付随する業務。
 - (8) LCカードの紛失・盗難連絡の受付・登録及び各種届出事項の変更に関する受付・登録に係る業務。
 - (9) LCカードの利用に関する問合わせに係る業務。
 - (10) 個人情報情報機関に対する本会員及び本会員として入会を申し込まれた方（以下あわせて「本会員等」という。）の個人情報の照会に係る業務。
 - (11) 当社に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報の管理に係る業務。
 - (12) その他LCカードに係る業務のうち当社が指定したもの。
3. 会員は、JCB又は当社の指定する委託先が前二項の業務を再委託することを、予め承諾するものとし、
4. 会員は、当社が第2項の委託業務の範囲を追加・変更することがあることを、予め承諾するものとし、

第11条（届出事項の変更）

1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、職業、LCカードの利用目的、勤務先、お支払い口座（第36条に定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取扱いにつき異議を述べないものとし、また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとし、

- 3.第1項の届け出がないため、両社からの通知又は送付書類その他のものが延着又は到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第12条（取引時確認等）

- 1.犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、当社は入会を断ること、LCカードの利用を制限すること及び会員資格を喪失させることがあります。
- 2.両社は会員が入会した後、会員が両社に申告又は届け出た情報等やLCカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶又は遅延してはならないものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1.会員及び入会を申し込まれた方（以下あわせて「会員等」という。）は、暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて両社の信用を毀損し、又は両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
- 2.当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員等によるLCカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくLCカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。LCカード利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、LCカード利用を行うことができないものとします。また、当社は、会員が前項の規定に違反していると認められた場合には、第40条第3項及び同条第4項ただし書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第41条第4項(6)、(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
- 3.前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
- 4.第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者。
 - (2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
 - (3)自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。
 - (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
 - (6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。

第13条の2（マネー・ロンダリング等の禁止）

会員は、マネー・ロンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与をすること、又は経済制裁関係法令その他の法令若しくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ロンダリング等」という。）を遂行する目的で、又はマネー・ロンダリング等を遂行する手段として、LCカードを利用してはならないものとします。

第2章 個人情報の取扱い

第14条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）

- 1.会員等は、両社が会員等の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取扱うことに同意します。
 - (1)本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社又はJCB若しくは両社との取引に関する与信判断及び与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる。）、勤務先、職業、LCカードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時及び第11条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
 - ③会員のLCカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容及び与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
 - ④会員等が入会申込時及び入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社又はJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。
 - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項又は会員等が当社に提出した収入証明書等の記載事項。
 - ⑥当社又はJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
 - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所及び請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）
 - ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォン及びタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）
 - (2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付及び本号④⑤に定める営業案内について当社又はJCBに中止を申し出た場合、当社又はJCBは原則、遅滞なくこれに応じるものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載のご相談窓口へ連絡するものとします。
 - ①LCカードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ②当社又はJCB若しくは両社のクレジットカード事業その他の当社又はJCB若しくは両社の事業（当社又はJCB若しくは両社の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査及び会員等の家族又は親族との取引上の判断を含む。）
 - ③当社又はJCB若しくは両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査。
 - ④当社又はJCB若しくは両社の事業における宣伝物の送付又は電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、JCB又は加盟店その他の営業案内及び貸付の契約に関する勧誘。
 - ⑤当社又はJCBが提携する企業から受託した宣伝物の送付又は電話・Eメールその他の通信手段等の方法によるご案内。
 - ⑥刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
 - (3)本契約に基づく当社又はJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
 - (4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の

通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、両社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者へ提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。

2. 会員等は、当社が個人情報の提供に関する契約を締結した会社（以下「当社の共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報及びポイント番号を共同利用することに同意します。（共同利用会社及び利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は当社となります。
3. 会員が付帯サービスを利用する場合には、付帯サービス提供会社が会員の付帯サービス利用（付帯サービスの対象となる取引を含みます。）に関する情報を収集します。付帯サービス提供会社が収集した付帯サービス利用に関する情報については付帯サービス提供会社の定める個人情報に関する規定その他の定めが適用されます。なお、付帯サービス提供会社が当社の共同利用会社である場合には、会員は付帯サービス提供会社が収集した付帯サービスの利用に関する情報と共同利用の対象となる個人情報を照合して利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。
4. 会員が付帯サービス提供会社の提携企業が提供するサービスを、ポイント番号の登録等で利用する場合において、自らの個人情報を当該提携企業が付帯サービス提供会社から取得することを当該提携企業に対して承認した場合には、付帯サービス提供会社が会員の個人情報を会員の承認の範囲内で当該提携企業に提供することに同意したものとします。
5. 会員等は、JCBが個人情報の提供に関する契約を締結した会社（以下「JCBの共同利用会社」という。）が、JCBの共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社及び利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
6. 本会員は、当社がJCBに対して第24条第1項に基づく立替払いをすることができないことにより、JCBが第27条第4項に基づき本会員に対する直接請求を行おうとする場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本条第1項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報、その他本会員に対する直接請求に必要な情報を、JCBに提供し、JCBが本会員に対するショッピング利用代金の債権につき、本会員へ直接請求を行い、当該債権を回収する目的に限って利用することに同意します。
7. JCBは、前項に定める債権回収に関する業務を債権回収会社等へ委託できるものとします。

第15条（個人情報機関の利用及び登録）

1. 本会員等は、当社又はJCBが利用・登録する個人情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの。）について以下のとおり同意します。
 - (1) 割賦販売法及び貸金業法により、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人情報機関（以下「加盟個人情報機関」という。）及び当該機関と提携する個人情報機関（以下「定型個人情報機関」という。）に照会し、本会員等及び当該本会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。
 - (2) 加盟個人情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報及び当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報及び登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関及び提携個人情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、加盟会員において与信取引上の判断（本会員等の支払能力・返済能力の調査をいう。ただし、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力・返済能力に関する情報については支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されること。
 - (3) 前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性及び最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関及び当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。
2. 加盟個人情報機関及び提携個人情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報機関とし、各加盟個人情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報及び登録期間」表に定める事実とします。なお、当社又はJCBが新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第16条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当社、JCB、当社の共同利用会社、JCBの共同利用会社及び加盟個人情報機関に対して、当該会社及び加盟個人情報機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求できるものとします。なお、開示請求等は以下に連絡するものとします。
 - (1) 当社、当社の共同利用会社への開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
 - (2) JCB、JCBの共同利用会社への開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
 - (3) 加盟個人情報機関への開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人情報機関へ
2. 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正又は削除に応じるとともに、当社の共同利用会社又はJCBの共同利用会社へ登録内容の訂正又は削除を依頼するものとします。

第17条（個人情報の取扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、又は本章に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きを取ることがあります。ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付及び同号④⑤に定める当社又はJCB若しくは、当社又はJCBが提携する企業等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、そのみを理由に入会をお断りすることや退会の手続きを取ることはありません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載のご相談窓口へ連絡するものとします。）

第18条（契約不成立時及び退会後の個人情報の利用）

1. 両社が入会を承認しない場合であっても、入会申込の事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第14条に定める目的（ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付及び同号④⑤に定める当社又はJCB若しくは、当社又はJCBが提携する企業等の営業案内等を除きます。）及び第15条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第41条に定める退会の申し出又は会員資格の喪失後も、第14条に定める目的（ただし、第14条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付及び同号④⑤に定める当社又はJCB若しくは、当社又はJCBが提携する企業等の営業案内等を除きます。）及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は両社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

第3章 ショッピング利用・金融サービス

第19条（標準期間）

本規約においては、前月16日から当月15日までを標準期間といたします。

第20条（利用可能枠）

- 1.当社は、本会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。）
 - ①ショッピング1回払い利用可能枠
 - ②ショッピングリボ払い利用可能枠
 - ③ショッピング分割払い/ショッピングスキップ払い利用可能枠
 - ④ショッピング2回払い利用可能枠
 - ⑤ボーナス1回払い利用可能枠
 - ⑥キャッシング1回払い利用可能枠
 - ⑦海外キャッシング1回払い利用可能枠
 - ⑧キャッシングリボ払い利用可能枠
- 2.前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、3つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠（以下「内枠」という。）が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群に係る内枠となります。
 - (1)前項①の機能別利用可能枠……「ショッピング枠」として分類
 - (2)前項②③④⑤の機能別利用可能枠……「ショッピング残高枠」として分類
 - (3)前項⑥⑦⑧の機能別利用可能枠……「キャッシング総枠」として分類
- 3.第1項①から⑧の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、LCカード全体の利用可能枠（以下「総枠」という。）となります。機能別利用可能枠、内枠及び総枠を総称して、利用可能枠といいます。
- 4.当社は、会員のLCカード利用状況及び本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額又は減額することができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとします。また、貸金業法に定める所定の書面の提出がないときには、減額されることがあります。
- 5.当社は、本会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のLCカード利用状況、本会員の信用状況及び本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当社は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否かを審査します。
- 6.当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国又は地域（以下「特定国等」という。）において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者及びその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。）に対して、LCカード利用を制限することができるものとします。また、当社は会員が特定国等へ居住する場合又は外国PEPsであると認める場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。

第21条（利用可能な金額）

- 1.会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でLCカードを利用することができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、ショッピング利用及び金融サービス利用のすべてに適用されます。
 - (1)会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高（なお、前条第1項③の利用可能枠に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計額となります。）を差し引いた金額。
 - (2)会員が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠に係る利用残高を差し引いた金額。
 - (3)総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額。
- 2.前項の利用残高とは、会員のLCカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、キャッシング1回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料及び遅延損害金は除く。）で、当社が未だ本会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。
- 3.本会員は、利用可能枠を超えるLCカードの利用についても当然に支払義務を負うものとします。
- 4.会員が、前条第1項②③④又は⑤の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同等に取扱われます。

第22条（手数料率・利率の計算方法等）

- 1.手数料率、利率（遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。）等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日（うるう年は366日）とする日割方式とします。
- 2.当社は金融情勢の変化等により、本規約及びその他の諸契約に基づくLCカード利用に係る手数料率及び利率を変更することがあります。

第23条（ショッピング利用）

- 1.会員は、JCB、JCBの提携会社及びJCBの関係会社の認める国内及び国外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第2項から第5項に定める方法又は両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品若しくは権利を購入し、又は、役務の提供等を受けることができます。（以下「ショッピング利用」という。）会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自ら又は第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
- 2.会員は、加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、当社所定の方法により、LCカードを提示し、又は非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にLCカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、又は、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名又は加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、又は売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。
- 3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、LCカード番号等を送信若しくは通知する方法により、又は当該方法に加えてセキュリティコード若しくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はLCカードの提示及び売上票への署名を省略することができます。
- 4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してLCカードの提示、売上票への署名等を行い、残高（署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはLCカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 5.会員は、通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合並びに退会又は会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会又は会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社又はJCBが会員に代わって当該変更、退会又は会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会又は会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるLCカードの利用について、本会員は第41条第1項なお書き及び第41条第4項に従い、支払義務を負うものとします。

6. 会員のショッピング利用に際しては、当社の承認が必要となります。会員は、加盟店が当社にショッピング利用に関して照会することを予め承諾するものとします。なお、利用金額、購入する商品・権利、提供を受ける役務の種類によっては当社の承認を要しない場合があります。
7. ショッピング利用のためにLCカード（LCカード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示又は通知された際、LCカードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。
 - (1) 当社は、事前又は事後に、電話等の方法により直接又は加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2) 当社、JCB、JCBの提携会社又はJCBの関係会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社又はJCBにおいて会員のカード番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
 - (3) LCカードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにLCカード利用を保留又は断る場合があります。
 - (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコード又はJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコード又は同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるLCカード利用を一定期間制限することがあります。
8. 家族会員が家族カードを使用して商品・権利を購入し又は役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。
9. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入又は役務の提供等にLCカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第20条第2項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
 - (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、LCカードを利用して支払い、加盟店等から現金又は現金に類似するものの交付を受ける方式。
 - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、LCカードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式。
 - (3) 現行紙幣若しくは貨幣、又はこれらが含まれる商品等をLCカードを利用して購入する方式。
10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、電子マネー、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、射幸性のある商品等、その他当社所定の一部の商品・権利の購入及び役務の提供については、第21条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、本会員の信用状況又は会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、LCカードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。

第24条（立替払いの委託・債権譲渡の承諾）

1. 会員は、第23条第1項の定めのとおり、加盟店においてLCカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、当社又はJCBが認めた第三者を経由する場合があります。
 - (1) 当社が当社加盟店に立替払いすること。
 - (2) JCBがJCB加盟店に立替払いしたうえで、当社がJCBに立替払いすること。
 - (3) JCBの提携会社又はJCBの関係会社がJCB加盟店に立替払いしたうえで、JCBが当該提携会社又は関係会社に立替払いし、さらに当社がJCBに立替払いすること。
2. 本会員は、当社がLCカード利用から生じた債権を、債権の証券化を含む業務のために当社の裁量で信託銀行等の第三者に譲渡し、又は担保に提供することを予め異議なく承諾するものとします。

第25条（商品の所有権・紛議・情報開示）

1. 会員がショッピング利用によって購入した商品の所有権は、当社が加盟店、JCB又はJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで留保されることを、本会員は予め異議なく承諾するものとします。
2. 会員は、LCカード利用に係る債権の特定と内容確認のため、LCカード利用により購入した商品・サービス・通話・その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

第26条（ショッピング利用代金の支払区分）

1. ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、支払回数3回以上でかつ当社所定の支払回数のショッピング分割払い（以下「ショッピング分割払い」という。）のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いは、当社が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い及びショッピング分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかった場合は、全てショッピング1回払いを指定したものと取扱われます。また、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に所定の手数料が加算されます。
2. 第1項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い又はショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の加盟店の利用、LCカードの付帯サービス料金その他当社が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。
 - (1) 本会員が申し出、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、本規約末尾の手数料率となります。
 - (2) 加盟店におけるショッピング利用後、当社が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当社が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い又はショッピングスキップ払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、LCカード利用日にショッピングリボ払い、ショッピング分割払い又はショッピングスキップ払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。

第27条（ショッピング利用代金の支払い）

1. 本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第24条における当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社又は加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、本条第2項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。
 - (1) ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日
 - (2) ショッピング2回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額の半額（1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。）を、標準期間満了日の属する月の翌月及び翌々月の約定支払日
2. 本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス1回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス1回払いの取扱期間が異なる場合があります。

- (1)前年12月16日から当年6月15日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、当年8月の約定支払日
 - (2)当年7月16日から当年11月15日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、翌年1月の約定支払日
- 3.本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い又はショッピングスキップ払いを指定した場合、第28条、第29条又は第29条の2に定めるとおり支払うものとしします。
- 4.本会員は、会員が加盟店で商品・権利を購入し又は役務の提供を受けたことにより本会員が負担するショッピング利用代金の債権について、当社がJCBに対して第24条第1項に基づく立替払いをすることができない場合は、JCB又はJCBより委託を受けた債権回収会社等より直接本会員へ当該ショッピング利用代金の債権の請求が行われること、及び当該請求に従い支払いを行うことを予め承諾するものとしします。なお、これにより本会員がJCB又はJCBより委託を受けた債権回収会社等への支払いを履行した場合、当該支払い額について本会員の当社に対する支払義務は消滅します。

第28条（ショッピングリボ払い）

- 1.本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり弁済金を支払うものとしします。
 - (1)標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日に支払うものとしします。ただし、(ア)当該ショッピング利用により第20条第1項②の機能別利用可能枠に係る残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、及び(イ)標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計金額が次号に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとしします。
 - (2)前号の手数料のほか、以下の金額を毎月の約定支払日に支払うものとしします。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとしします。なお、債務の充当は当社所定の方法により行います。
(リボ払い元金)
前月15日のショッピングリボ払い利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるショッピングリボ払い元金（以下「リボ払元金」という。）以上の場合は当該リボ払元金。リボ払元金未済の場合は当該ショッピングリボ払い利用残高。
(ショッピングリボ払い手数料)
前月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高（同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額及び前々月16日から前月の約定支払日までのショッピングリボ払い利用額を差し引いた金額）に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額。
- 2.当社が認めた場合、本会員は支払方法の変更及びボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。
- 3.本会員は、ショッピングリボ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

第29条（ショッピング分割払い）

- 1.本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に会員の指定した支払回数（ただし、ショッピング利用代金額が少額の場合、当社にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じ。）に応じた当社所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払い手数料を加算した金額（以下「分割支払金合計額」という。）を支払うものとしします。
- 2.分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金（ただし、計算上の都合により初回及び最終回の分割支払金は金額が異なります。）とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとしします。
- 3.各分割支払金における分割支払元金と手数料の内訳の計算方法については以下のとおりとしします。
 - (1)初回の分割支払金の内訳
手数料＝標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金額に標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間の当社所定の手数料率を乗じた金額
分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額
 - (2)第2回の分割支払金の内訳
手数料＝ショッピング分割払い残元金（ショッピング利用代金額－(1)の分割支払元金の額）に当社所定の手数料率（月利）を乗じた金額
分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額
 - (3)第3回以降の分割支払金の内訳
手数料＝ショッピング分割払い残元金（ショッピング利用代金額－前々回までの分割支払元金の累計額）に当社所定の手数料率（月利）を乗じた金額
分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額
- 4.ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第1項、第2項、第3項の規定に従い支払い、残額及び当社所定の手数料を当社所定の方法によりボーナス月（1月及び8月）の約定支払日に支払うものとしします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取扱われます。第24条第1項に定める立替払い手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様としします。
- 5.本会員は、ショッピング分割払い残元金及び手数料については、第2項、第4項の支払いのほか、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。

第29条の2（ショッピングスキップ払い）

- 1.本会員は、会員が第26条第2項(2)の規定に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下のショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了日の属する月の翌々月から標準期間満了日の属する月の7ヵ月後の月までのうちから会員が指定した月（以下「スキップ指定月」という。）の約定支払日に一括（1回）で支払うものとしします。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。
(ショッピングスキップ払い手数料)
標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約定支払日までの経過月数と、当社所定の手数料率（月利）を乗じた金額
- 2.本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。

第30条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

- 会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品、権利又は提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るか又は売買契約の解除又は役務提供契約の解除ができるものとしします。なお、支払区分が1回払いの場合は次条第2項が、支払区分がその他の場合は、次条第3項から第7項が適用されます。

第31条（会員と加盟店との間の紛議等）

- 1.当社は、LCカードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとしします。
- 2.会員は、加盟店から購入した商品、権利又は提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとしします。

- 3.第2項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い又はボーナス1回払いに指定若しくは変更して購入した商品若しくは割賦販売法に定める指定権利又は提供を受けた役務（以下あわせて「商品等」という。）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社に申し出るにより当社への支払いを停止することができるものとします。
 - (1)商品の引き渡し、指定権利の移転又は役務の提供がないこと。
 - (2)商品等に破損、汚損、故障があるなど会員と加盟店との間の契約の内容に適合しないこと。
 - (3)その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
- 4.当社は、本会員が第3項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとります。
- 5.本会員は、第4項の申し出をするときは、予め第3項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 6.会員は、本会員が第4項の申し出をしたときは、速やかに第3項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当社に提出するよう努めるものとします。また当社が第3項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- 7.第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1)ショッピングリボ払いの場合において、1回のLCカード利用におけるショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い又はボーナス1回払いの場合において、1回のLCカード利用における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。
 - (2)本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。
 - (3)会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング利用である場合又は海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第35条の3の60に定める適用除外条件に該当するとき。

第32条（キャッシング1回払い）

- 1.会員は、当社又はJCB所定の現金自動支払機（以下「CD」という。）、現金自動預払機（以下「ATM」という。）等でLCカード及び登録された暗証番号を使用することにより金銭を借り入れることができます。（以下「キャッシング1回払い」という。）
- 2.本会員は、前項のほかJCBホームページにおいて申し込む方法により、キャッシング1回払いを利用することができます。
- 3.キャッシング1回払い及び第35条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日（以下「融資日」という。）は、CD・ATM若しくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日又は第36条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当社に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。
- 4.会員は、第21条に定める金額の範囲内でキャッシング1回払いを利用することができます。
- 5.本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額及びキャッシング1回払い手数料（各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額）を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金及び手数料の全額又は一部を随時支払うことができます。
- 6.前項にかかわらず、本会員が当社所定の方法で申し込み、当社が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額（以下本項において「対象元本」という。）について、第21条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い（第35条に定めるものをいう。）へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額となり、第36条の規定に従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第35条第4項に従い計算されます。
- 7.キャッシング1回払いの利用のために、LCカードを使用してCD・ATMが操作された際等、LCカード又はLCカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。
 - (1)当社は、事前又は事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2)LCカードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにLCカード利用を保留又は断る場合があります。

第33条（海外キャッシング1回払い）

- 1.会員は、前条に定めるキャッシング1回払いを日本国外においても利用することができます（以下「海外キャッシング1回払い」という。）
- 2.会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠となります。
- 3.会員は、前条第1項に定める方法のほか、当社所定の方法により、国外の金融機関やその他の店舗等の窓口等において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表します。
- 4.本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額及びキャッシング1回払い手数料（各借入金に対してキャッシング1回払い融資日（現地時間）の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日（日本時間）までの間当社所定の手数料率を乗じた金額）を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金及び手数料の全額又は一部を随時支払うことができます。ただし、会員がキャッシング1回払いを利用した国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1ヵ月又は2ヵ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。
- 5.会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項及び第7項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項及び第6項は適用されません。
- 6.海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合（会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」という。）であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点（会員がLCカードを利用した日とは原則として異なります。）のJCBが定める換算レート及び換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レート及び換算方法については、第36条第6項が適用されるものとします。
- 7.前項にかかわらず、会員がCD・ATM又は第3項に定める金融機関等の窓口等において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」という。）、会員が提示通貨建の金額で海外キャッシング1回払いを利用する旨の操作を行い、又は当該意思を示した場合には、CD・ATM保有会社又は金融機関等（以下総称して「ATM保有会社等」という。）と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第36条第6項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。
 - ①提示通貨が日本円の場合
会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング1回払いの借入金元金となります。
 - ②提示通貨が日本円以外の場合
会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建の現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第36条第6項が適用されます。

第34条（CD・ATMでの利用）

- 1.会員は、当社又はJCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、(1)(2)におい

ては貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内の当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」及び「繰上返済方法」に定めるものをいう。）を、(3)においては当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に定めるものをいう。）を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

- (1)キャッシング1回払いの利用。
- (2)キャッシングリボ払いの利用又は随時支払い。
- (3)ショッピングリボ払いの随時支払い。

第35条（キャッシングリボ払い）

1. 会員は、第21条に定める金額の範囲内で、繰り返し当社から融資を受けることができます。（以下「キャッシングリボ払い」という。）ただし、本会員より、家族会員がキャッシングリボ払いを利用することについて希望しない旨の申し出があった場合は、当該家族会員の利用を中止する措置をとるものとします。
2. 会員は、次の(1)から(4)の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は(2)、(3)、(4)の方法を選択できません。
 - (1)CD・ATMに暗証番号を入力して所定の操作をする方法。
 - (2)電話により申し込む方法。
 - (3)JCBホームページにおいて申し込む方法。
 - (4)その他、当社が指定する方法。また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第36条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日又はCD・ATMで融資を受けた日とします。お支払い口座へは、当社に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。
3. キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとします。当月15日のキャッシングリボ払い利用残高（キャッシングリボ払いの未返済元金の合計金額をいい、第32条第6項に基づきその日までに返済方式がキャッシングリボ払いに変更されたものの金額を含む。以下同じ。）が、当社が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未済の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高を支払うものとします。なお、キャッシングリボ払い支払元金は、キャッシングリボ払い利用可能枠に応じて、当社が増額できるものとします。
4. 本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。
 - (1)標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング1回払いに関して、第32条第6項に定めるキャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月約定支払日までの間当社所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
 - (2)当月の約定支払日のキャッシングリボ払い利用残高（ただし、同日に支払うキャッシングリボ払い支払元金及び前号のキャッシングリボ払い利用金額を差し引いた金額）に対して当月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの間当社所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
5. 当社が認めた場合、本会員は、当社所定の方法によりキャッシングリボ払い支払元金の金額を変更し、また、返済方式を、ボーナス併用払い又はボーナス月のみ元金定額払いに変更できるものとします。第3項にかかわらず、本会員は、ボーナス併用払いの場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をキャッシングリボ払い支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額返済の場合、ボーナス指定月の約定支払日においてのみ本会員が指定した金額をキャッシングリボ払い支払元金として支払うものとします。
6. 本会員は、キャッシングリボ払い利用残高及び利息については、第3項、第4項、第5項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。
7. 第32条第7項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。

第4章 お支払方法その他

第36条（約定支払日と口座振替）

1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分及び金融サービスごとに定められた、該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座・貯金口座等（原則として本会員名義の口座等を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等のほかの支払方法（この場合、金融機関又は収納代行業者に対する支払いに係る手数料に原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行及び送付に係るJCBに対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合又は事務上の都合がある場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日、約定支払額の全額又は一部につき口座振替がなされることがあります。
2. 当社が本会員に明細（第37条第1項に定めるものをいう。）の通知手続きを行った後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、若しくは会員がキャッシング1回払い若しくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき手数料若しくは利息の金額と当社が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料若しくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、又は本会員が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当社は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が本会員に返金すべき金額を差し引くことができます。
3. 会員が国外でLCカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第24条に係る代金等の支払処理を行った時点（会員がLCカードを利用した日とは原則として異なります。）の当社が定める換算レート及び換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当社に対し支払うものとします。
4. 会員が国外でLCカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第24条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のLCカード利用に係る契約が解除された場合等において、当社が会員へ返金を行う必要がある場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第24条に係る代金等の支払処理を行った時点の当社が定める換算レート及び換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当社に係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点（会員が加盟店との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。）の当社が定める換算レート及び換算方法による場合があります。
5. 会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当社が本会員へ返金を行う際の換算レート及び換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日又はLCカードを利用した日とは異なります。）の当社が定める換算レート及び換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第7項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項及び次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。

- 第3項から第5項の換算レート及び換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当社が指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるLCカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、当社が定める換算レート及び換算方法により円換算することがあります。
- 会員が国外でLCカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、又は外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、本条第3項、第4項及び第6項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、当社が定める換算レートとは異なります。（ただし、第5項に基づく返金時のみ、第6項は適用されます。）
- 本会員が本規約に基づきATMを利用する方法又は当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりカードの利用代金を支払う場合、本会員が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、当社による受領が翌営業日となる場合があります。

第37条（明細）

- 当社は、「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を、電磁的記録の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第26条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細の通知を省略することがあります。
- 当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行及び送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（もっとも、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表又は通知します。
- 当社が本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、又は前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員及び家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員及び家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちにJCBに対して届け出るものとします。
- 当社は、会員がキャッシング1回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第17条第1項の書面」という。）を、前項の明細とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望又は同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面を交付後に本会員が新規の利用又は返済をした場合は変動します。
- 会員は、当社が貸金業法第17条第1項の書面及び貸金業法第18条第1項に基づき本会員に交付する書面を、貸金業法第17条第6項及び貸金業法第18条第3項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。）に代えることができることを承諾するものとします。また、当社は、当社が定め、本会員に対して別途通知又は公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会又は会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。
- 会員は、JCBが第46条第2項に定める本会員のJCBに対する債務額の全額又は一部（年会費及び遅延損害金を含みます。）をご利用代金明細書により通知する場合があることを予め承諾するものとします。
- 当社は本会員又は本会員であった者（以下、本項において「再発行希望者」という。）が明細書の再発行（当社が過去に第1項に基づき明細を通知し、又は第2項等に基づき明細書を送付したのについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。）を希望し、当社がこれを認める場合には、当社所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当社が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当社に対し、明細書の再発行及び送付に係る手数料として当社が定める額を当社が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、又は会員資格を喪失した後も有効とします。

第38条（遅延損害金）

- 本会員が、会員のLCカード利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料及び利息並びに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料及び利息並びに遅延損害金等は除きます。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。
 - ・ショッピング1回払い、ショッピングリボ払い 年14.60%
 - ・キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い 年20.00%
 - ・ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払い 法定利率
- 前項にかかわらず、本会員は、ショッピング分割払いについては以下の遅延損害金を支払うものとします。
 - (1)分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し、約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し、法定利率を乗じた額を超えない金額。
 - (2)分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は((1)の場合を除く。)、ショッピング分割払い残元金に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額。

第39条（支払金等の充当順序）

- 本会員の当社に対する債務の支払額が本規約及びその他の諸契約に基づき当社に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。
- 第46条に規定されるJCBによる代位弁済がなされたときの本会員のJCBに対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合（第46条に規定する求償債務以外にほかの債務を負担している場合を含む。）には、支払金の債務への充当は、JCB所定の順序によりJCBが行います。
- 第1項及び第2項いずれの場合においても、ショッピングリボ払いの支払停止の抗弁に係る充当順序は割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第40条（期限の利益の喪失）

- 本会員は、約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合には期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払うものとします。ただし、本項は利息制限法第1条第1項に定める利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

- 2.本会員は、次のいずれかに該当する場合には、何らの通知・催告がなくとも、当社に対する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払うものとします。
 - (1)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は支払停止の状態となったとき。
 - (2)差押、仮差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (3)破産・民事再生・金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (4)JCBが第45条第3項(2)の事由に基づき、本会員の当社の債務に係る当社との連帯保証契約を解約したとき。
- 3.本会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払うものとします。
 - (1)本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる時。(第13条第1項に違反する場合を含むが、それに限らない。)
 - (2)第1項及び第2項のほか本会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
 - (3)第41条第4項(1)、(2)、(4)の事由に基づき会員資格を失ったとき。
 - (4)当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。
 - (5)JCBから当社に対し第45条第1項の委託に基づく連帯保証の取消の申し出があったとき。
 - (6)JCBが第45条第3項(3)、(4)、(5)の事由に基づき、本会員の当社の債務に係る当社との連帯保証契約を解約したとき。
- 4.本会員は、第1項及び第3項の定めにかかわらず、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い又はボーナス1回払いによるショッピング利用代金額における債務について、第28条の弁済金又は第29条の分割支払金の支払い、その他本会員の当社に対する債務の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を失います。ただし、第2項(1)、(2)、(3)に該当する場合には第2項の規定が優先して適用されるものとします。

第40条の2 (取引の制限等)

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のLCカード利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い及びキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、又は制限する(一部の加盟店においてのみLCカード利用できない場合を含む。)場合があります。なお、(1)の理由によりLCカード利用を停止又は制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止又は制限を継続する場合があります。
- (1)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の当社に対する一切の債務の全部又は一部について延滞が発生している場合
 - (2)前号のほか、会員のLCカードの利用状況及び本会員の信用状況等により会員のLCカード利用が適当でないと当社が判断した場合
 - (3)会員が第13条の2に違反しているか、又は違反しているおそれがあると当社が判断した場合
 - (4)会員が第11条第2項第3文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第12条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶若しくは遅延し、又は十分な回答を行わなかった場合
 - (5)会員が在留期間(出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。)の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
 - (6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、その他会員のLCカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合
 - (7)第23条第10項に該当した場合

第41条 (退会及び会員資格の喪失等)

- 1.会員は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにLCカードを返還するか、LCカードに切り込みを入れて破棄するものとし、本会員が当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。
- 2.当社が第3条、第4条又は第7条に基づき送付したLCカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、当社は会員が退会の申し出を行ったものとして取扱うものとします。
- 3.本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
- 4.会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)、(13)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当社が会員資格の喪失を通知したときに、会員資格を失います。なお、家族会員が次の(5)、(9)、(14)に該当する場合には該当した会員のみが、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(13)に該当した場合には家族会員のみならず本会員も会員資格を失うものとします。また、本会員が会員資格を失った場合、当然に家族会員も会員資格を失います。本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また本会員は、会員が会員資格喪失後にLCカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
 - (1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
 - (3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。
 - (4)本会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、又は換金目的によるショッピング利用等会員によるLCカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。
 - (5)当社が更新カードを発行しないで、LCカードの有効期限が経過したとき。
 - (6)会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
 - (7)会員が、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて両社の信用を毀損し、又は両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
 - (8)会員が自ら又は第三者を利用して、当社又は当社の委託先の役員又は従業員(以下、総称して「役職員」という。)に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。
 - ①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動又は役職員個人に対する攻撃的言動・要求
 - ②長時間にわたる時間的拘束(電話によるものを含む。)、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、又は役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
 - ③上記①②のほか、役職員の心身又は就業環境を害するおそれのある行為
 - ④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
 - ⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為
 - (9)会員が死亡したことを当社又はJCBが知ったとき、若しくは会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社又はJCBにあったとき。
 - (10)会員が第13条の2に違反したと当社が合理的に判断したとき、又は会員が第11条第2項第3文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第12条第2項に基づく両社の求めに応じず、若しくは十分な回答を行わなかったとき。
 - (11)会員のLCカード利用が法令や公序良俗に反し、若しくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、又はそれらのおそれがあると認められるとき。
 - (12)住所変更の届け出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員の通知連絡について困難であると判

断したとき。

(13)第45条第3項に基づいて連帯保証が解消されたとき。

(14)その他当社が会員として不適格と合理的な理由に基づき判断したとき。

5. 家族会員は、本会員が、当社所定の方法により家族会員による家族カードの使用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。ただし、本会員は、家族カードの使用の中止を申し出た後に当該家族カードが使用された場合にも、支払義務を負うものとします。
6. 第4項又は第5項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にLCカードの無効を通知することができるものとします。
7. 第4項又は第5項に該当し、当社が直接又は加盟店を通じてLCカードの返還を求めたときは、会員は直ちにLCカードを返還するものとします。

第4 2条 (LCカードの紛失・盗難による責任の区分)

1. LCカードを紛失し、又は盗難若しくは詐取等されたことにより、他人にLCカード又はカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。）、それらのLCカード利用代金は本会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてLCカードの占有を喪失した場合（紛失又は盗難による場合をいう。）、会員がLCカードの紛失又は盗難の事実又はそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社に当社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により当社所定の紛失・盗難届を当社に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたLCカードについて、当社が通知を受けた日の60日前以降に他人によってLCカード又はカード番号等が使用されたものに係るLCカード利用代金を免除します。
3. 会員は、LCカードを盗取した他人、又はLCカード若しくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がLCカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、LCカード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、LCカード利用代金を当社に支払うものとします。
 - (1) 会員が第3条に違反したとき。
 - (2) 会員の家族若しくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼若しくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、又はこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がLCカード又はカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のLCカード又はカード番号等の管理に係る過失の有無及び会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合若しくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がLCカードを盗取することが困難ではない状況下においてLCカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員又は会員関係者の故意又は重過失によって紛失又は盗難が生じたとき。
 - (4) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、又は当社等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
 - (5) 第2項に定める通知、警察署への届け出若しくは当社所定の紛失・盗難届、又は本項(4)に定める書類若しくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、又は重要事項を告知していなかったとき。
 - (6) 会員が第3項に違反したとき。
 - (7) LCカード又はカード番号等の使用の際、登録された暗証番号又はその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき。（ただし、暗証番号又はその他の認証情報の管理につき、会員に故意又は過失が存在しない場合を除く。）
 - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
 - (9) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第4 2条の2 (カード番号等の不正利用)

1. カード番号等を紛失し、又は盗難若しくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合、それらのLCカード利用代金は本会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実若しくはカード番号等を他人に不正に使用された事実又はそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社に当社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社の請求により当社所定の紛失・盗難等届を当社に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、LCカード利用代金を免除します。
3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したLCカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第11条（届出事項の変更）第3項が適用されるものとする。）から60日以内に、会員が前項に基づき当社に対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたLCカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくLCカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたLCカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、又はボーナス1回払いである場合には、これらのLCカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載に係る明細を基準とはしません。
 - (1) 当社が明細確定通知を本会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日
 - (2) 当社が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日
4. 会員は、カード番号等を盗取若しくは詐取した他人、又はカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がLCカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
5. 第2項及び第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、LCカード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、LCカード利用代金を当社に支払うものとします。
 - (1) 会員が第3条に違反したとき。
 - (2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理に係る過失の有無及び会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合若しくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてLCカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員又は会員関係者の故意又は重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。
 - (4) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、又は当社等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
 - (5) 第2項に定める通知若しくは当社所定の紛失・盗難等届、又は本項(4)に定める書類若しくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、又は重要事項を告知していなかったとき。
 - (6) 会員が第4項に違反したとき。

- (7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき。(ただし、認証情報の管理につき会員に故意又は過失が存在しない場合を除く。)
- (8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
- (9)その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。
- 6.LCカードを紛失し、又は盗難若しくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。
- 7.当社は、前条及び本条に定めるLCカード利用代金の本会員による負担及びその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

第43条 (偽造カードが使用された場合の責任の区分)

- 偽造カード(第3条第1項、第4条又は第7条第2項に基づき当社が発行し会員本人に貸与するLCカード以外のカードその他これに類似するものをいう。)の使用に係るLCカード利用代金については、本会員の負担となりません。
- 前項にかかわらず、偽造カードの作出又は使用につき、会員に故意又は過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るLCカード利用代金は、本会員の負担とします。

第44条 (費用の負担)

本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、及び当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第5章 連帯保証に関する条項

第45条 (保証委託)

- 本会員は、JCBに対し、LCカードに関して生じる当社に対する一切の債務(以下「被保証債務」という。)について、連帯保証を委託します。(以下「保証委託」という。)
- 保証委託に基づくJCBの本会員に対する連帯保証(以下「JCB保証」という。)はJCBが審査のうえ連帯保証の受託を承認したときに成立するものとします。入会を申し込んだ方はJCBがJCB保証を承認しない場合には、当社からLCカードの発行を受けられない場合があります。
- JCBは、次の場合(1)及び(3)においては会員に通知することにより、(2)、(4)、(5)においては当然に、第1項に基づく連帯保証を解消することができるものとします。
 - 当社から第1項に基づく連帯保証の解約について同意を得た場合。
 - JCBが第46条第1項に基づき会員の当社に対する債務を代位弁済したにもかかわらず、会員の当社に対する約定支払日から30日以内に、会員が第46条第2項に規定する債務の全額をJCBに弁済しなかった場合。
 - 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。(JCBの本会員に対する第46条第2項に定める求償債権以外の債権について、本会員が支払を遅滞している場合を含む。)
 - 会員が暴力団員等に該当することが判明した場合。
 - 会員が自ら又は第三者を利用して不当な要求行為等を行った場合。
- 前項に基づきJCB保証が中止又は解除された場合、本会員はこれにより被保証債務の期限の利益を喪失し、又は会員資格を喪失しても、一切異議を述べないものとします。
- 保証委託の期間はLCカードの有効期限と同一とし、LCカードの有効期限が更新された場合には、保証委託の期間も当然に更新されるものとします。
- JCB保証の内容・条件などはJCBと当社間で別途定める約定に従うものとし、会員は、当該約定の内容に異議を述べないものとします。
- 本会員等は、JCBが保証審査を行うに際して、第2章(個人情報の取扱い)の規定に従い、登録されている信用情報の利用、個人情報の収集・登録・利用・提供等をするを予め承諾するものとします。

第46条 (保証債務)

- 被保証債務の弁済期が到来し、又は当社に対する債務の履行を本会員が怠った場合、JCBは当社からの保証債務の履行の請求に応じ、本会員に対する通知・催告なくして代位弁済するものとします。
- JCBが当社に対して保証債務を履行した場合、本会員はJCBに対し履行された保証債務の全額と、これに対する履行日の翌日から完済に至るまでショッピング1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いについては年14.60%の割合による遅延損害金を支払うものとします。また、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払いについては法定利率による遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割支払元金に基づく保証債務に関しては、当該損害金はショッピング分割払い残元金に対し法定利率を乗じた額を超えない金額とします。なお、支払い口座の金融機関等との約定がある場合又はJCBが適当であると判断した場合、保証債務の履行日以降、本会員のJCBに対する債務額の全額又は一部をJCBが口座振替により徴収することがあります。
- 本会員が次のいずれかに該当する場合は、JCBは、前項の保証債務履行前とはいえども、本会員に対し、事前に求償権を行使することができます。
 - 本会員が第40条第1項、第2項各号、第3項各号又は第41条第4項各号の一つにでも該当するとき。
 - 本会員の当社に対する債務の弁済期が到来したとき。
 - その他、JCBが債権保全のために必要と認めたとき。

第47条 (債権譲渡の承諾)

本会員は、JCBが必要と認めた場合、JCBが本会員に対して取得した求償債権を、取引金融機関(その関連会社を含む。)・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、又は担保に入れること、並びにJCBが譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、及びこれらにともない、債権管理に必要な情報を取得・提供することを、予め同意するものとします。

第48条 (連帯保証に関する費用の負担)

- 本会員は、以下の(1)及び(2)の費用その他本規約に基づき生じた一切の費用を負担するものとし、JCBの請求があり次第、直ちにJCBに口座振替その他JCBが指定する方法により支払うものとします。
- JCBが第46条に基づき代位弁済のために要した費用
 - JCBが第46条に基づき代位弁済により取得した権利の保全、行使又は処分に要した費用(振替費用、事務処理費用、通信費等を含む。)

第6章 その他

第49条 (合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社又はJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地又は当社(会員と当社との間の訴訟の場管轄裁判所とすることに予め同意するものとします。

代、テナント、店頭販売、自動販売機、コピー機、その他当社及びライフが指定する商品。

第5条（ポイントのご利用等について）

1. 会員は、加算されたポイントを1ポイント1円として、ライフポイントサービス取扱い店舗（テナントは除く）でのお支払い時に、ご利用いただけます。なお、お支払いの際、ポイントをご利用したお支払い分にはポイントは加算されません。
2. ポイントは、ライフが運営するインターネット事業サイトにおいても加算される場合があります。なお、ライフが運営するインターネット事業サイト及びポイントのご利用方法については、ライフのホームページ（<https://www.lifecorp.jp/>）をご確認ください。
3. 同一のLCカードご利用により、第2条から第4条及び本条第2項により加算されるポイントは、合算して記録されるものとします。
4. ポイントは換金することはできません。
5. 商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他当社が別途定める一部商品の代金お支払いには、ポイントのご利用はできません。

第6条（ポイントの加算・ご利用ができないとき）

1. 次の場合、ポイントの加算及びご利用ができませんのであらかじめご了承ください。
 - ① LCカードが破損しているとき。
 - ② ご利用する端末等が故障しているとき。
 - ③ 停電・システム障害による故障その他やむを得ない事由があるとき。
 - ④ 会員が、本特約又は会員規約に違反し、又は、その恐れがあるとき。
2. 前項によりポイントの加算及びご利用ができない場合において、会員に損害等が生じた場合であっても、当社及びライフは一切の責任を負いません。

第7条（お買上商品ご返品時のポイントについて）

1. ライフの店舗において、お買上いただいた商品を、会員のご都合その他の事由でご返品される場合は、レシートとともに、お買上店舗にてLCカードをご提示いただき、当該ご返品商品のお買上時に加算したポイントをポイント残高（第2条から第4条及び第5条第2項で加算されたポイント）から差し引かせていただきます。
2. ポイント残高が不足している場合は、ポイントのマイナス相当分を現金にてご精算させていただくことがあります。

第8条（LCカード再発行時のポイントについて）

会員がLCカードを紛失・盗難又は破損し、会員規約に基づき当社がLCカードを再発行した場合には、当社所定の方法により確認したポイントが当社所定の期間経過後に、再発行されたLCカードに引き継がれるものとします。なお、LCカードの紛失・盗難等の場合において、会員規約に定める方法により当社に届け出が行われるよりも前に第三者等にポイントを使用された場合、又は当社所定の方法ではポイント残高の確認ができなかった場合等については、再発行されたLCカードにポイントは引き継がれず、当社及びライフは一切の責任を負いません。

第9条（ポイントの有効期限）

毎月1日から月末までの期間中に積み立てたポイントの有効期限は、その翌年の同月末日までとします。なお、有効期限内にポイントのご利用がない場合は、ポイントは自動的に消滅するものとします。

第10条（退会時のポイント）

会員規約第41条に定める「退会及び会員資格の喪失等」に該当した際は、LCカードに加算された残ポイントは無効となります。

第11条（本特約の改廃）

本特約及びライフが提供するライフポイントサービスの条件・内容等は予告なく変更、改訂、又は廃止する可能性があることをあらかじめご了承ください。なお、会員は本特約及びライフが提供するライフポイントサービスの条件・内容等について変更等があった場合、改定後の条件・内容等に従うことをあらかじめ承諾するものとします。なお、本特約に関する変更等の内容が、重要な変更・廃止にあたり当社が判断した場合には、当社は会員に変更事項等を通知する又は当社のホームページに掲載する等の方法により告知をいたします。当社が変更事項等を通知又は告知した後、会員がLCカードを使用した場合又は退会の申し出がなかった場合は、会員が当該変更事項等又は変更後の特約を承認したものとみなします。

(TK271600・20241031)

〈ご相談窓口〉

1. 商品・サービスなどについてのお問い合わせ・ご相談はLCカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談、LCカードのサービス・入退会手続等についてのお問い合わせ、届出事項の変更のお申し出、支払い停止の抗弁に関する書面については下記にご連絡ください。

○LCカードデスク（9：00～18：00 年中無休（年末年始を除く））

【東京】 0422-40-8726

【大阪】 06-6942-8109

3. 当社に対する個人情報の開示（当社の共同利用会社への開示請求を含む。）・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談及び宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（管理本部長）を設置しております。

株式会社ライフフィナンシャルサービス

お客様相談室（9：00～18：00 土・日・祝・年末年始休）

〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3 品川シーサイドTSタワー

電話番号 03-6717-2601

※当社は、LCカードご利用代金のお支払い口座により、収納代行を（株）ジェーシービーに委託している場合があります。その場合、通帳表示は「JCB（カード）」等となる場合がありますのでご注意ください。

4. JCBに対する個人情報の開示（JCBの共同利用会社への開示請求を含む。）・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記にご連絡ください。なお、JCBでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者を設置しております。

株式会社ジェーシービー

お客様相談室（9：00～17：00 土・日・祝・年末年始休）

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

電話番号 0120-668-500

(GSM02716・20241031)

<共同利用会社>

1. 当社の共同利用会社

なお、個人情報の管理については、当社が責任者となります。

(1) 共同利用の範囲

○株式会社ライフコーポレーション

【大阪本社】〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原2-2-22

【東京本社】〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3 品川シーサイドTSタワー

利用目的:

なお、下記の利用目的における「当社サービス」とは、当社又は株式会社ライフコーポレーションのいずれか又は両社が行う全てのサービスを指します。

① 当社サービスを提供するため

- ・当社サービスに関連する会員登録や利用登録の受付、商品のご注文内容・お支払方法の確認、商品の配達・お取り置き、お直し商品などの修理加工、関連するアフターサービスの提供、その他各種のご連絡のため
- ・当社サービスに関連するイベント・キャンペーンなどの情報のご提供、当社ポイントサービス・当社クーポンサービスなどのプログラムのご提供、賞品などの発送のため
- ・当社サービスに関連するクレジットカードほかキャッシュレス決済手段による決済のため

② 広告宣伝、マーケティングのため

- ・ダイレクトメール、電子メールなどによる当社サービスに関連するお知らせやアンケートを行うため
- ・当社の管理する各種ウェブサイトやアプリなど当社の管理する媒体に当社又は第三者の商品、サービス広告などの表示を行うため

③ お客様からの各種お問い合わせやご要望に関連する情報のご提供、お申し出などにお応えするため

- ・お問い合わせやご要望に関連する情報のご提供、お申し出などに対する確認や応答のため
- ・通話録音による正確な対応と品質向上のため

④ お客様の趣味・嗜好に応じた新商品、サービス提供のため

- ・お客様の購買履歴を分析（業務委託先などへの提供を含みます）し、お客様の趣味・嗜好に応じた当社及び第三者の新商品、サービスを提供するため
- ・その他のマーケティング調査・分析などに利用するため

(2) 共同利用される情報項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号

(3) 管理において責任を有する者の氏名又は名称及び住所

株式会社ライフフィナンシャルサービス 代表取締役社長 武田 淳司

〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3 品川シーサイドTSタワー

(4) 取得方法

書面又はインターネットによる方法

2. JCBの共同利用会社

なお、個人情報の管理については、JCBが責任者となります。

(1) 共同利用の範囲

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的: 旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービー及び株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的: 保険サービス等の提供

(2) 共同利用される情報項目

- ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時及び入会後に届け出た事項。（JCBの定款に記載のその他の事業においてお客様が届け出た事項を含む）
- ② 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等とカード発行会社及びJCBの契約内容に関する事項。
- ③ 会員のカードの利用内容、支払状況、お問い合わせ内容及び与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において、カード発行会社及びJCBが知り得た事項。
- ④ 会員等が入会申込時に届け出た収入・負債等、カード発行会社又はJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。

(3) 管理において責任を有する者の氏名又は名称及び住所

詳細は、次のリンク先をご参照ください。

<https://www.global.jcb/ja/about-us/company/overview/index.html>

(4) 取得方法

書面又はインターネットによる方法

(KRG02716・20260331)

<加盟個人信用情報機関・提携個人信用情報機関>
(加盟個人信用情報機関)

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

①当社及びJCB加盟個人信用情報機関

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
株式会社 シー・アイ・ シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区 西新宿 1-23-7 新宿ファースト ウエスト15階	0120-810- 414	https://www.cic.co .jp/

②JCBの加盟個人信用情報機関

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
株式会社日本 信用情報機構 (JICC)	〒110-0014 東京都台東区 北上野一丁目 10番14号 住友不動産上 野ビル5号館	0570-055- 955	https://www.jicc.c o.jp/

※株式会社シー・アイ・シー (CIC) は、割賦販売法・貸金業法に基
づく指定信用情報機関です。

※株式会社日本信用情報機構 (JICC) は、貸金業法に基づく指定信用
情報機関です。

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報
項目等の詳細は上記の各機関開設のホームページをご覧ください。

登録情報及び登録機関

	CIC	JICC
①氏名・生年月日・性別・住 所・電話番号・勤務先・勤務先 電話番号・運転免許証等の番 号・本人確認書類の記号番号等 の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登 録されている期間	
②加盟個人信用情報機関を利用 した日及び本契約に係る申し込 みの事実	当該利用日より 6ヵ月間	当該利用日より 6ヵ月以内
③入会年月日・利用可能枠・貸 付残高・割賦残高・年間請求予 定額等の本契約の内容及び債務 の支払いを延滞した事実、完済 等のその返済状況	契約期間中及び契 約終了日(完済し ていない場合は完 済日)から5年以 内	契約継続中及び契 約終了日(完済し ていない場合は完 済日)から5年以 内
④登録情報に関する苦情を受 け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤本人確認資料の紛失・盗難等 の本人申告情報	登録日より5年以内	

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、
④⑤となります。

※上記のほか、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われてい
ることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上記のほか、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消
の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018
年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、及び債権譲
渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

(提携個人信用情報機関)

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

名称	電話番号	ホームページ (URL)
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zen ginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター開設のホームページをご覧ください。

加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*

*提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

(KSK02716・20250529)

<貸金業務にかかる指定紛争解決機関>

●日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
電話番号 03-5739-3861

(ADR00555・20101008)

ショッピングリボ払いのご案内

20260331[21]

1. 毎月のお支払い元金

		締切日 (毎月15日) のご利用残高				
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超	
お支払いコース	全額コース	締切日 (毎月15日) のご利用残高全額				
	定額コース	ご指定の金額 (5千円以上1千円単位)				
	残高 スライド コース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
		標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算		
	短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算			

※2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。

お客様に適用されるコース及び元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコース又は標準コースのみ選択可能です。

2. 手数料率

2026年10月1日ご利用分から (※1)	実質年率18.00%
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%

(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。

詳細の日付は別途ホームページで公表します。

https://www.lifefin.jp/notice/commission_revision/index.html

※お客様に適用される手数料率は、カードお届け時のカード発行台紙に記載されます。

3. 手数料の計算方法

(1) 締切日 (毎月15日) 時点のご利用残高に、手数料率を乗じて算出します。算出した金額の小数点以下は切捨てます。

(2) 初回のご請求: 締切日の翌日 (16日) から翌月お支払日までの日割計算

2回目以降のご請求: 前回お支払日の翌日から今回お支払日までの日割計算

※10日が金融機関休業日となる場合は、実際のお支払日までの日数で算出します。

※日割計算は、1年を365日 (うるう年は366日) として計算します。

4. お支払い例

・定額コース1万円、実質年率18.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

- ①お支払い元金 10,000円
 - ②手数料 897円 (7万円×18.00%×26日÷365日)
 - ③8月10日の弁済金 10,897円 (①+②)
- (2) 9月10日のお支払い
- ①お支払い元金 10,000円
 - ②手数料 917円 (6万円×18.00%×31日÷365日)
 - ③9月10日の弁済金 10,917円 (①+②)

ショッピング分割払いのご案内

20260331 (xi)

1. 分割払手数料の手数料率

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%(月利1.50%)
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%(月利1.25%)

(※1) 利率改定は2026年10月1日を目的としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。

詳細の日付は別途ホームページで公表します。

https://www.lifefin.jp/notice/commission_revision/index.html

お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行台紙」に記載されます。

2. 支払回数及び支払期間

3回(3ヵ月)～60回(60ヵ月)の各回(各月数)

<ショッピング利用代金10,000円当たりの分割払手数料の額の例>

実質年率18.00%の場合

支払回数	3回	10回	12回	18回	24回
支払期間	3ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	18ヵ月	24ヵ月
割賦係数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%
(ショッピング利用代金10,000円当たりの分割払手数料の額)	301円	843円	1,002円	1,485円	1,982円

支払回数	30回	36回	48回	60回
支払期間	30ヵ月	36ヵ月	48ヵ月	60ヵ月
割賦係数	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%
(ショッピング利用代金10,000円当たりの分割払手数料の額)	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

※実質年率が18.00%ではない場合は、割賦係数及びショッピング利用代金10,000円当たりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

3. お支払い例

実質年率18.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を購入された場合

(1) 上表に基づく手数料総額

$$100,000円 \times 8.43\% = 8,430円$$

(2) 上表に基づく支払総額

$$100,000円 + 8,430円 = 108,430円 * 1$$

(3) 毎月の支払額

$$108,430円 \div 10回 = 10,843円 * 2$$

(ただし、初回10,625円*3、最終回10,842円*4)

(4) 分割支払金合計額

$$10,625円(初回) * 3 + 10,843円 * 8(第2回～第9回)$$

$$+ 10,842円(最終回) * 4 = 108,211円$$

* 1 「(4) 分割支払金合計額」は、「(2) 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)

* 2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「(3) 毎月の支払額」を算出しています。

* 3 初回支払額は上記「(3) 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

$$\text{月利計算の手数料 } 100,000円 \times 1.50\% = 1,500円$$

$$\text{初回支払元金 } 10,843円 - 1,500円 = 9,343円$$

日割計算の手数料

$$100,000円 \times 18.00\% \times 26日 \div 365日 = 1,282円$$

(ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)÷365日)

$$\text{初回支払額 } 9,343円 + 1,282円 = 10,625円$$

* 4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「(3) 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

<例、第2回>

$$\text{初回支払後残高 } 100,000円 - 9,343円 = 90,657円$$

$$\text{月利計算の手数料 } 90,657円 \times 1.50\% = 1,359円$$

$$\text{第2回支払元金 } 10,843円 - 1,359円 = 9,484円$$

ショッピングスキップ払いのご案内

ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日（ただし、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に一括（1回）でのお支払いとなります。

手数料：ご利用金額×手数料率（月利）×繰延月数（変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。）

支払期間：54～239日

1. 手数料率

2026年10月1日ご利用分から（※1）	実質年率18.00%（月利1.50%）
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%（月利1.25%）

（※1）利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。

詳細の日付は別途ホームページで公表します。

https://www.lifefin.jp/notice/commission_revision/index.html

お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行台紙」に記載されます。

2. お支払い例

実質年率18.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し（8月10日お支払い分にて利用）、お支払い月を11月10日へ変更した場合

<11月10日のお支払い>

①お支払い元金 10,000円

②手数料 450円（1万円×3ヵ月×（18.00%/12ヵ月））

③11月10日の支払額（支払総額） 10,450円（①+②）

(SSA01・20260331)

キャッシングサービスのご案内

20241031 〈キ〉

<資金使途/自由（ただし、事業資金は除く）>

名称	融資利率 (手数料率)*1	返済方式	返済期間/返済回数	担保・保証人
キャッシング 1回払い (国内・海外)	年利18.00%	元利一括払い	23～56日（ただし 暦による）/1回	不要
キャッシング リボ払い	年利18.00%	毎月元金 定額払い ボーナス 併用払い ボーナス月 のみ 元金定額払い	1～60ヵ月/1～ 60回 <返済例>貸付金額 50万円で返済元金 1万円の毎月元金 定額払いの場合、 50ヵ月/50回	

*1 1年365日（うるう年は366日）による日割計算。

※融資残高合計額が100万円以上の場合は15.00%。

※ご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用された場合に、当社が交付する「融資ご利用内容のお知らせ」に記載する「返済期間、返済回数、返済期日、返済金額」は、交付後に新規でご利用又はご返済をされた場合には、変動します。

※CD・ATMでのキャッシング1回払い（国内）・キャッシングリボ払いの利用手数料（1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円（税込）1万円を超える場合は220円（税込））は会員負担となります。（カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。）

※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データの当社への到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2ヵ月後又は3ヵ月後の約定支払日となる場合がございます。（最大返済期間は101日、ただし暦による。）この場合であっても、手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。

●遅延損害金（*1）年20.00%

取扱会社:株式会社ライフフィナンシャルサービス 〈登録番号:関東財務局長 第01507号〉

<日本貸金業協会会員 第005926号>

〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3 品川シーサイドTSタワー 03-6717-2600

※登録番号の最新の更新回数（カッコ内）は当社ウェブサイトをご参照ください。

<LCカードのご案内（ご入会時の設定）>

20160301（二十）

	社会人の方	学生の方
総枠	30～100万円	10万円
ショッピング枠		
ショッピング1回払い	30～100万円	10万円
ショッピング残高枠		
ショッピング2回払い	0～100万円	0～10万円
ボーナス1回払い	0～100万円	0～10万円
ショッピングリボ払い	0～100万円	0～10万円
ショッピング分割払い	0～100万円	0～10万円
キャッシング総枠		
キャッシング1回払い	0～40万円	0～10万円
海外キャッシング1回払い	0～40万円	0～10万円
キャッシングリボ払い	0～50万円	利用できません

※一部の方をのぞき、ご本人に収入のない場合には原則キャッシング総枠は付与されません。

※新規入会時の各ご利用可能枠は上の表の範囲で当社が決定した額までとします。

※主婦（夫）・学生の方でも、パート・アルバイト収入がある方はキャッシングサービスの審査の対象となります。

（2016年2月改定）

<繰上返済方法>

20260331（y'）

	ショッピングリボ払い	ショッピング分割払い*	キャッシング1回払い(国内・海外)	キャッシングリボ払い	
1. ATMによるご返済	○	×	×	○	当社が指定するATM等から入金して返済する方法
2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に当社に申し出るにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
3. 口座振込での返済	○	○	○	○	事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法
4. 持参による返済	○	○	○	○	当社所定の窓口にて現金を持参して返済する方法

当社が別途公表（https://www.lifefin.jp/notice/payment_atm/index.html）する日よりATM手数料が発生します。

* 全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。

※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息をあわせ支払うものとします。

※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。

※上記「1.ATMによる返済」の場合、ATM手数料（1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込））は会員負担となります。

（カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。）

※金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません（キャッシング振込サービスの場合を含みます。）。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。

※持参による返済は受付できる営業所・時間等の制限がございますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。

キャッシングサービス利用可能枠が0円の方のご案内

以下は、貸金業法第16条の2に基づき、カード発行前にキャッシングサービスに関してご案内する内容です。対象の方は、以下のご案内をお読みください。

【キャッシングサービス利用可能枠が0円となる対象の方】

- 1.ご入会お申し込みの際に、キャッシングサービス利用可能枠を希望されなかった方。
- 2.キャッシングサービスのご利用を希望された方で、当社所定の審査に必要な事項を記入いただけていない方（一部、記入内容が不鮮明・不明確な方も含む）、又はカードの種類により若しくはその後の当社の審査によりキャッシングサービス利用可能枠が0円となった方。

※キャッシングサービスのご利用を希望される方（上記2の方を除く）につきましては、別途、当社よりご案内をいたします。

【キャッシングサービス設定内容のご案内】

		キャッシング 1回払い	海外 キャッシング 1回払い	キャッシング リボ払い
キャッシング総枠		0円		
ご利用可能枠		0円		
融資利率(年利)*1		18.00%		
返済方式		元利一括払い		毎月元金 定額払い
利用時の 返済の 目安	返済総額	0円		
	返済期間 ／回数	0日／0回		0ヵ月／0回

*1 1年365日（うるう年は366日）による日割計算

●遅延損害金（*1）年20.00%

●返済金額の算出方法

【キャッシング1回払い／海外キャッシング1回払い】

前月16日から当月15日までのご利用金額合計及び下記計算方法より算出した手数料を翌月のお支払日にお支払いいただきます。

<手数料計算方法>

ご利用額×融資利率（年利）×ご利用日数<ご利用日翌日から今回お支払日までの日数>÷365（うるう年は366）

【キャッシングリボ払い】

設定の元金及び下記計算方法より算出した利息を毎月のお支払日にお支払いいただきます。

ご利用残高が元金よりも少ない場合は、ご利用残高の金額が元金となります。

<利息計算方法>

〔新規利用分〕 新規ご利用額×融資利率（年利）×ご利用日数<ご利用日翌日から今回お支払日までの日数>÷365（うるう年は366）

〔残高分〕 前のご返済後残高×融資利率（年利）×ご利用日数<前のお支払日翌日から今回お支払日までの日数>÷365（うるう年は366）

【繰上返済方法】

「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金及び手数料・利息の全額又は一部を随時支払うことができます。

	キャッシング 1回払い (国内・海外)	キャッシング リボ払い
1.当社が指定するATM等から入金して返済する方法	×	○
2.事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法	×	○
3.事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法	○	○
4.当社所定の窓口で現金を持参して返済する方法	○	○

※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息をあわせ支払うものとします。

※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。

※海外キャッシング1回払いについては、国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、海外キャッシング1回払いのご利用日から、当社に売上票が到着する日まで日数がかかる場合があります。この場合、JCBに売上票が到着するまで、本会員は繰上返済することができません。

【期限の利益の喪失】

1. 次のいずれかに該当する場合には、(1)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)又は(5)においては何らの通知・催告がなくとも、当社に対する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払うものとします。

(1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき（ただし、利息制限法第1条第1項に定める利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。）

(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は支払停止の状態となったとき。

(3) 差押、仮差押、仮処分 of 申立て又は滞納処分を受けたとき。

(4) 破産・民事再生・金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。

(5) 約定支払日から30日以内に債務の全額をJCBに弁済しなかったことにより、JCBが当社の債務に係る当社との連帯保証契約を解約したとき。

2. 次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払うものとします。

(1) 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる時。

(2) 前項のほか本会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。

(3) 会員規約（退会及び会員資格の喪失等）に基づき会員資格を失ったとき。

(4) 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。

(5) JCBから当社に連帯保証の委託取消の申し出があったとき。

(6) 暴力団員等に該当することが判明したこと、若しくは、自ら又は第三者を利用して不当な要求行為等を行ったことにより、JCBが当社の債務に係る当社との連帯保証契約を解約したとき。

【その他】

※金融機関等での振込によるお支払いの場合の手数料、費用・手数料等に課される公租公課、当社が債権保全実行に要した費用、及びCD・ATMでのキャッシング1回払い（国内）・キャッシングリボ払いの利用手数料（1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込））は、会員負担となります。

※お支払い期日：毎月10日支払い（金融機関等休業日は翌営業日）

※お支払いはご指定の口座より自動振替いたします。ご指定の口座については「カード発行のご案内」をご確認ください。

(JKS2716・00000・20241031)

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語との読み替えについて

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語は、カード発行のご案内、会員規約、ご利用代金明細書等において次のとおり読み替えます。

日本クレジット協会が定める自主規制における標準用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、ショッピング利用代金額
支払総額	分割支払金合計額
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い・分割払い・スキップ払い手数料、手数料
分割支払額	毎月の支払額、お支払金額、今回のお支払明細、お支払予定情報
支払回数	支払区分

(KHY00403・20230922)